

# 新聞著作物使用許諾申請書

年 月 日

株式会社 高知新聞社 殿

申請者 住 所

法 人 名

代 表 者 名

印

担 当 者

T E L

-

-

下記の通り貴社の著作物を使用し「使用許諾条件」の履行を確約の上、使用許諾を申請します。  
なお、貴社の著作物使用料算定基準に基づいて算出された使用料を、貴社の指定する期日までに支払うことを確約いたします。

※必要な著作物						
※使用目的						
※使用形態	1、印刷物	2、展示	3、映像	4、ネット公開	使用回数	A、1回 B、2回以上
発行物名	(月・週・日)刊 単行本・誌			発行日	年	月 日
発行部数	(部・冊・枚)	総ページ	ページ	著作物の使用ページ	ページ	
頒布価格	税込み	円	無料・その他	その他		
発行者(所)名	発行地域			返却日	年	月 日
※WebサイトのURL	※使用期間		年	月 日	～	年 月 日

- 申請者(以下甲という)は、株式会社高知新聞社(以下乙という)に提出した上記申請書記載の使用条件の範囲内においてのみ使用すること。
- 甲は、乙の著作物を使用するに当たって、著作物の記載内容の真意を公正、忠実に表現し、かつ出所を明示すること。以下に該当する著作物は、原則として使用できない。
  - イ、長期にわたる連載記事(長期とは、概ね8回以上連載し、かつ乙が単行本等により再発行する可能性のある記事を意味する)
  - ロ、乙の職務に従事する以外の者の署名入り記事、挿絵、図案、写真
  - ハ、通信社の配信記事・写真
- 次の種類の写真の使用は、特別な取り決めがない限り認めない。
  - イ、公人が公務にかかわるものを除く写真
  - ロ、刑事事件、事故現場、紛争、デモ、行事などで、人物が特定でき転載が不相当と思われる写真
  - ハ、書画、彫刻、工芸品、古美術、骨董品など、所有権が第三者にある写真
  - ニ、その他、乙が指定する写真
- 次の場合には必ず事前に文書をもって届け出し、乙の指示する方法によって処理すること。
  - イ、上記使用部数以外に追加または再版する場合
  - ロ、上記出版物を再編集したり題名、定価を変更する場合
  - ハ、その他上記出版物に関する変更を行う場合
- 甲は「個人情報の保護に関する法律」に違反して著作物を使用してはならない。違反したときは、甲は著作物使用者としての責を負うものとする。
- 甲が使用申請した上記の著作物使用に当たり、乙は甲に対し次の特別な条件を設定する。

申請者  
承諾印

(特別条件)

- 甲が本条項に違反する恐れのあるときには、乙は直ちに許諾を取り消すことができる。また、違反の内容によっては関連する法令に基づく損害賠償を求めることができる。
- 上記条例の履行を誓約し、本書の写しを甲乙それぞれ一通を保管する。

## 新聞著作物使用許諾書

殿

年 月 日

〒780-8572 高知市本町4丁目1-24

株式会社 高知新聞社

コンテンツ事業局

アーカイブ企画部

電話 (088) 825-4333

FAX (088) 873-3267

Eメール: dbans@kochinews.jp

年 月 日付、貴殿の使用許諾申請書記載の内容にしたがい、貴殿が当社の管理著作物を使用することを許諾します。  
ただし、当社が請求する著作物使用料を 年 月 日までに持参または送金して支払い、使用許諾条件を順守してください。

高知新聞社からの 指示提示	著作物ごとに「高知新聞社提供」を表示すること 複製を禁ず 使用後返却 発行物の提供(1部)	使用料金	円
------------------	--	------	---